

資料編

【基本構想】

2007-2016

I まちづくりの基本理念

海津市は、旧町で取り組んできたこれまでのまちづくりの成果、「新市まちづくり計画」、時代をとりまく社会環境、自然的・地理的特性及び歴史・文化、課題などを踏まえながら、魅力をより一層高めるとともに、大きく変化する時代の潮流に対応するため、まちづくりの基本理念を、次のように設定します。

①「連携」を強める

- さまざまなライフスタイルや価値観を持つ市民一人ひとりが、まちづくりの当事者として、それぞれの個性を発揮しながら主体的に活動し、責任と役割を果たすとともに、お互いに連携し、協力することが大切です。
- 環境や福祉など地域における日常的なまちづくりの課題を通じて、市民の自律と連携と助け合いの心を育て、“パートナーシップ*の確立”をめざします。
- このパートナーシップは、さまざまな活動の中で、いろいろな人と出会い、感動の共有やあるいは葛藤を通じて交流を深め、地域内での人と人との人間的なつながりを強め、市民と市民、市民と市（行政）との協働の原動力ともなります。
- 連携は、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現していくための出発点といえます。

※ パートナーシップ 協力関係。共同。提携。

②「活力」を高める

- 活力とは、いうまでもなく、「まちの元気」です。
- 本市は、名古屋市近郊の田園都市としての性格を持っています。
- 美しく豊かな自然や潤いのある環境の中で働く、憩う、学ぶ、遊ぶ、あるいは買う、食べるといった生活シーンを、まちづくりの舞台として地域ぐるみで築き、支え合う姿勢や行動から活力は生まれてきます。このような活力あるまちは、市民がいきいきと暮らし、豊かで実り多い、魅力あるまちであるといえます。
- また、名古屋市近郊であるという空間的メリットに加え、道路網の整備をはじめ、産業や情報に関する基盤、防災や安全に配慮した基盤を整備し、時間的距離を短縮することが交流の活発化を促し、活力の向上につながります。

③「調和」を育む

- 私たちの生活は、さまざまな調和によって成り立っています。
- かけがえのない自然環境を守り、次世代に継承していくためには、自然と調和した生活を考えることが大切です。
- また、一人ひとりの豊かな人間性を育み、安心して生活できる環境を実現するためには、地域における世代間の理解や交流が大切です。
- さらに、積極的な国際交流などを通じて異文化に触れ、理解することにより調和のとれた世界観を育むことも大切です。
- 「調和」を育むことは、地域を大切に考え、地域やまちへの愛着を高めることにつながります。
- 私たちのまち、海津市は、平成17年3月28日、旧海津郡3町が合併して誕生しました。それぞれの町の自然的・地理的特性、歴史・文化、社会環境等は異なりますが、相互理解を基調とし、将来に向かって美しいハーモニーを奏でていきます。

Ⅱ まちの将来像

基本理念として掲げたまちづくりを推進していくためには、市民と市（行政）がよいパートナーとして連携し、それぞれが役割と責任を持ち、知恵と汗と元気を出して、まちづくりに取り組んでいくことが基礎となります。つまり、防災、防犯、交通安全、介護、福祉、健康、環境、リサイクル、教育文化などの公共的な領域において、市民と市（行政）が立場の違いを乗り越えて協力・連携し、主体的、自律的に取り組む活動こそが、魅力あふれるまちを生みだすのです。

このため、本市のめざすべきまちの将来像を次のように設定します。

協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津

これまでも、市民は、「参加・参画」という形でまちづくりに関わってきましたが、「参加・参画」は、市民が行政の管理の下で政策の立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程に加わる行動をいい、責任は行政が負ってきました。これに対して「協働」とは、市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、市民の主体性がより発揮できるものです。

また、主題の「魅力あふれるまち」を具体的に示すために副題を次のように設定します。

心のオアシス都市

これは、大都市近郊にあって、美しく豊かな自然や潤いある環境と調和し、憩いと安らぎの場を市民等に提供する田園都市であることを示しており、オアシスが生命の躍動や活力を連想させることから人口減少問題や少子高齢社会に積極的に対応していくこともイメージしています。つまり「心のオアシス都市」は、合併時に策定した新市まちづくり計画の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」の精神につながっています。

Ⅲ 将来指標

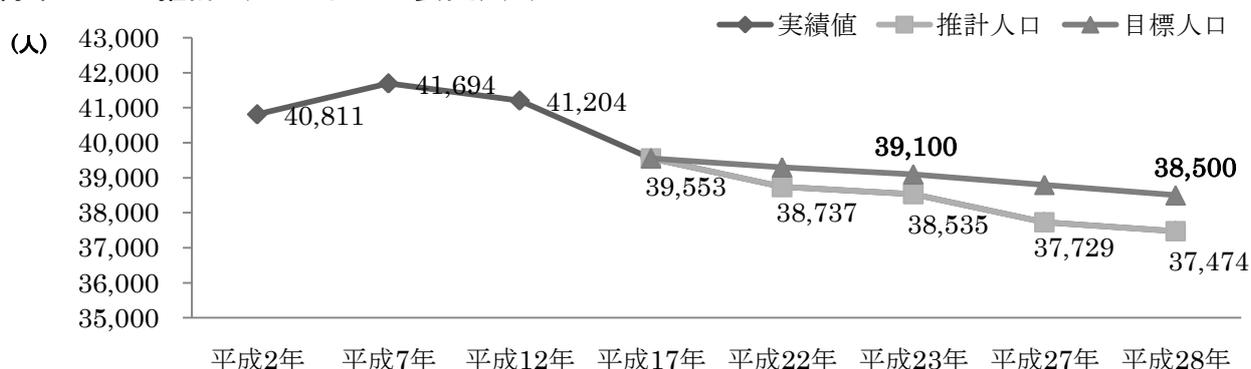
人口

本計画の目標年である平成28年の総人口を次のように設定します。

本市の人口は、現状のまま推移すれば、平成17年の39,553人（国勢調査速報値）から平成28年には37,474人に減少すると推計されます。

人口の減少は、出生率の低下だけではなく、若年世代の市外流出により、いっそう深刻化している状況にあります。しかし、人口減少に歯止めをかけることが最重要課題と捉えて、市内で働くことのできる雇用機会の創出、市街地整備の推進、交流基盤の整備促進、若年家庭が市内で安心して子どもを産み育てられる子育て支援サービスや教育環境の充実、また住宅開発など総合的なまちづくりを推進し、目標年である平成28年における目標人口を38,500人とします。

将来人口の推計（コーホート要因法*）



※ コーホート要因法 各コーホート（年齢階級別男女別人口）の人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生、死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成27年	平成28年
総数	実績値	40,811	41,694	41,204	39,553			
	推計人口					38,737	38,535	37,729
	目標人口						39,100	38,500
0～14歳	実績値	8,365	7,552	6,512	5,513			
	推計人口					5,060	4,991	4,717
	目標人口							4,651
15～64歳	実績値	27,131	27,759	27,423	26,325			
	推計人口					25,200	24,847	23,437
	目標人口							23,076
65歳以上	実績値	5,315	6,383	7,262	7,715			
	推計人口					8,477	8,697	9,575
	目標人口							10,014

注1 平成12年(国勢調査)は、年齢不詳があるため、総数と年齢別の合計値は一致しない

注2 平成17年(国勢調査)は、推計時に年齢別数値が発表されていなかったため、平成17年の住民基本台帳の年齢別構成割合で割り振った数値を使用

IV 土地利用の基本方針

土地は、市民の暮らしや産業経済活動の場であり、都市の限りある資源でもあります。そこで、本市の歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、将来の都市像「協働が生み出す魅力あふれるまち 海津」を実現するため、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。

1 交通ネットワークの整備

① 道路網

道路整備の基本方針を、次のように設定します。

1 東海環状自動車道・広域幹線道路の整備

本市の経済力を高め、交流人口を拡大するために、東海環状自動車道の早期整備を引き続き強く要望していきます。また、国道258号の全線4車線化、長良川大橋と東海大橋の間への新架橋、主要地方道及び一般県道の整備を国・県に引き続き強く要望していきます。

2 本市の交流軸となる幹線市道等の整備

市内の地域間をつなぐ幹線市道等の整備を進めるとともに、揖斐川の橋梁、県道の整備などを県に要望していきます。

② 公共交通網

市民、特に高齢者や児童・生徒の貴重な交通機関である近鉄養老線及び既存の民営バスルートの運営存続・充実を関係機関に要望していきます。また、地域内のコミュニティバス^{※1}を、変化する市民ニーズに合った運行体系に見直し利便性向上を図ります。

※1 コミュニティバス 一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス

2 ゾーン別の整備

●本市の土地利用計画を基本的に次の6つのゾーンに区分し、総合的に調整を図り、均衡ある発展をめざします。

●また、社会情勢の変化等を勘案して計画的な土地の活用・保全に努め、広域幹線道路沿いなどについては、農政との調整を図りながら都市的土地利用への転換を検討し、ゾーンの見直しを図ります。

① 農地保全・集落整備ゾーン

豊かに広がる農地を保全・活用して、高付加価値農業の展開、加工や販売の強化、土に親しむレクリエーション空間としての活用を進めます。また、農村景観の維持・保全を図るとともに、グリーン・ツーリズム^{※2}を推進し、新たなライフスタイル^{※3}を創造します。

※2 グリーン・ツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。農村で楽しむゆとりある休暇。

※3 ライフスタイル 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

② 森林保全・活用ゾーン

養老山地の緑の保全・修復、土砂の流出防止を図るとともに、森林資源を有効活用した散策ルートなど市民レクリエーション、環境教育のフィールドとして整備・充実を図ります。

③ リバーフロント^{※5}・レクリエーションゾーン

貴重な水辺空間、うるおい空間の保全・再生を図るとともに、河川敷や堤防を自然環境との共生を図りながら自然観察やスポーツ・レクリエーションの場等として整備に努めます。

※5 リバーフロント 川などの水辺と人間が親しむ空間。水際空間ともいう。

④ 市街地再生ゾーン

市街地については、道路、公共交通拠点、下水道、広場などの住環境整備を進めるとともに、歴史的環境・景観の保全・再生などにより活性化を図ります。

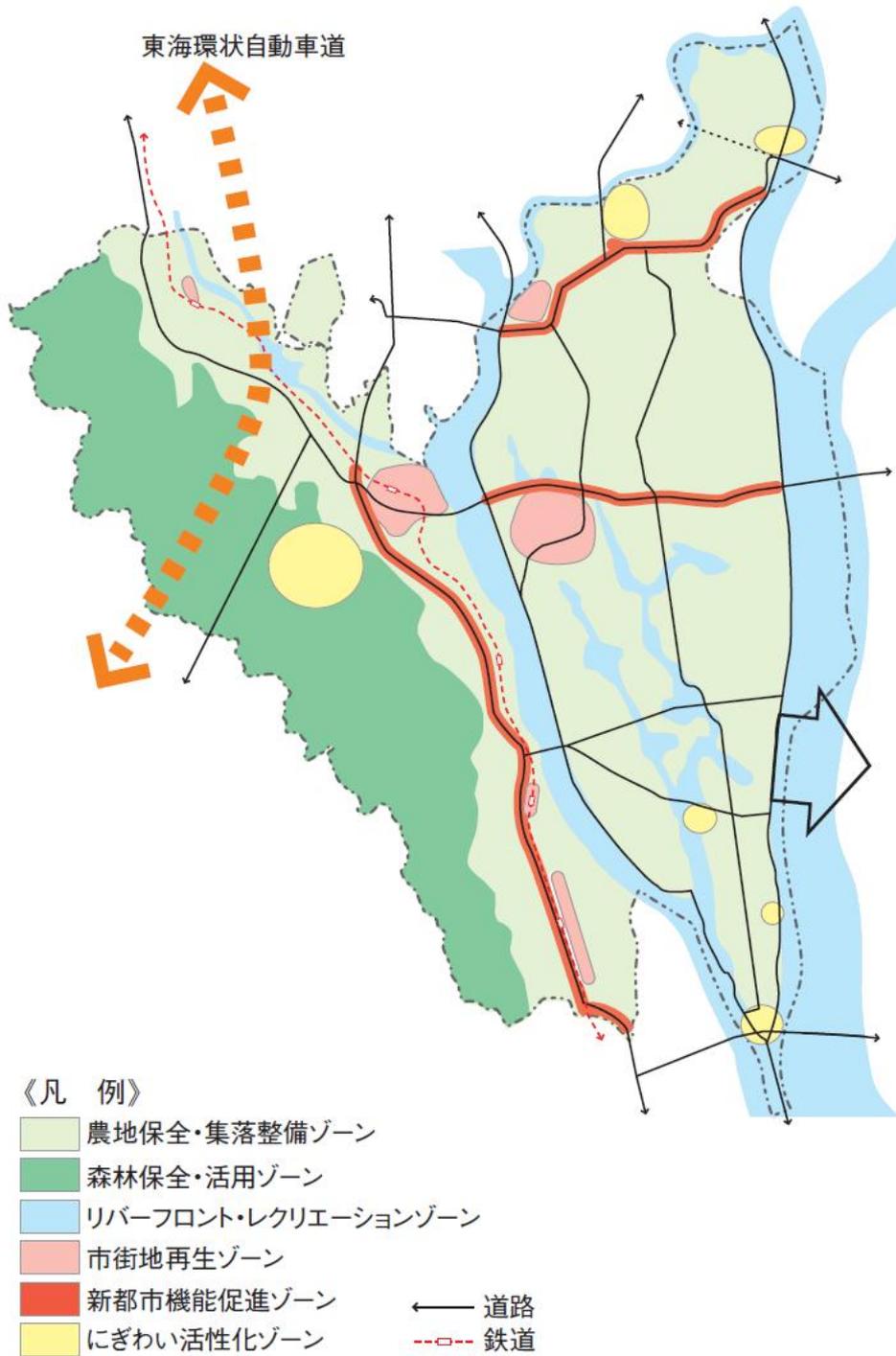
⑤ 新都市機能促進ゾーン

基盤整備を促進し、商業・サービス業など都市機能を促進します。また、工業については、優良農地や環境等に配慮し、整備に向けて検討を進めます。

⑥ にぎわい活性化ゾーン

にぎわいあふれるまちづくりの拠点と位置付け、それぞれの特色に応じた活性化を積極的に推進します。また、それぞれのゾーンが有機的に連携することにより、にぎわい創出の相乗効果を図ります。

3 土地利用構想図



V 施策の大綱

施策の大綱は、次に示す7本の柱から成り立っています。このうち、「Ⅰ 安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」「Ⅱ 安全で快適な生活環境のまちづくり」「Ⅲ 美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり」「Ⅳ 魅力ある教育・文化のまちづくり」「Ⅴ 地域の特徴を活かした、活力ある産業のまちづくり」の5つは、分野別基本目標であり、「Ⅵ 市民参画による協働自治のまちづくり」「Ⅶ 効率的な行財政運営」は、5つの分野別基本目標を実現するために共通する進め方を示しています。いわば、基本目標のⅠ～Ⅴを縦糸とするとⅥとⅦは横糸を成し、この2つを織り成すことで調和のとれた美しい海津市を築こうというものです。

〈計画の体系一覧〉

基本目標	
施策	
Ⅰ 安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり	
①医療体制の充実	⑤高齢者福祉の充実
②健康づくりの推進	⑥母子・父子福祉の充実
③子育て支援体制の充実	⑦地域福祉の推進
④障がい者(児)福祉の充実	⑧社会保障制度の健全な運用
Ⅱ 安全で快適な生活環境のまちづくり	
①計画的な土地利用の推進	⑥防災対策の充実
②利便性の高い道路網の整備	⑦上水道の整備
③防犯対策・交通安全対策の充実	⑧下水道の整備
④公共交通機関の充実	⑨消防・救急体制の充実
⑤快適な市街地及び集落環境整備の推進	⑩斎場の整備
Ⅲ 美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり	
①自然とともに生きる地域づくりの推進	③循環型社会の推進
②省エネ・省資源対策の推進	
Ⅳ 魅力ある教育・文化のまちづくり	
①良好な学校教育環境の整備・充実	④文化の振興
②生涯学習環境の整備・充実	⑤スポーツ活動の振興
③青少年の健全育成	⑥地域間交流・多文化共生の推進
Ⅴ 地域の特徴を活かした、活力ある産業のまちづくり	
①農林漁業の振興	④観光の振興
②商業の振興	⑤働きがいのある職場づくりの促進
③工業の振興	
Ⅵ 市民参画による協働自治のまちづくり	
①市民参画・協働自治を進めるしくみづくり	③男女共同参画の推進
②市民活動等の活発化促進	④人権教育・啓発の推進
Ⅶ 効率的な行財政運営	
①地域情報化・電子自治体の推進	③行財政の効率的な運営
②広域的な連携体制の確保	④公共的施設の統廃合整備

I 安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり

すべての市民が、健康で、安心して暮らせるように、地域医療・福祉の充実をめざします。高齢者、障がい者（児）が地域で適切なサービスを受けられるような環境づくりに努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる支援体制の確立をめざします。また、自助・共助・公助の精神による地域福祉を推進し、だれもが安心して暮らせる環境の実現をめざします。

① 医療体制の充実

増大かつ専門化しつつある医療需要に応え、地域で質の高い医療サービスが受けられるよう、各医療機関との連携体制強化を促進するとともに、救急医療体制の整備・充実を図ります。

② 健康づくりの推進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、生活習慣改善への啓発や健康に関する情報提供の充実、手軽に実施できる健康づくり活動の普及など保健サービスの充実や市民のニーズを踏まえた情報提供に努めます。

③ 子育て支援体制の充実

保育サービスの充実、子育て支援施設の充実などにより、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、児童虐待問題に対応するために関係機関と連携して迅速に対応できる体制の強化に努めます。

④ 障がい者（児）福祉の充実

障がい者（児）が、地域で安心して生活できるよう、拠点施設の整備、各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図ります。また、障がい者の就労や社会参加等を通じた自己実現を支援します。

⑤ 高齢者福祉の充実

介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行を予防する取り組みを推進します。また、地域包括支援センターを中心とする地域でのケア体制、介護保険サービスの充実を図ります。

⑥ 母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭などのひとり親家庭が自立し、地域で幸福に生活することができるような支援の充実に努めます。

⑦ 地域福祉の推進

市民と市（行政）が協働し、自助・共助・公助の視点による意識啓発や地域福祉活動体制を確立するなど、地域福祉を推進します。

⑧ 社会保障制度の健全な運用

国民健康保険、国民年金、低所得者への支援、介護保険制度などの各種社会保障制度の健全な運用を図ります。

Ⅱ 安全で快適な生活環境のまちづくり

総合的な防災体制を確立し、地震・風水害等に備えた災害に強いまちづくりを進めるとともに、快適な生活環境を支える上・下水道、幹線道路・生活道路の整備を進めます。また、公共交通の利便性の向上を図るとともに、快適な市街地環境を実現するため公園等の整備に努めます。さらに、市街地整備・開発指導を適切に実施し、秩序ある市街地形成を誘導し、魅力あるまちづくりを進めます。

① 計画的な土地利用の推進

土地は、市民の暮らしや産業経済活動の場であり、都市の限りある資源でもあることから、本市の歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。

② 利便性の高い道路網の整備

交流を活発化し、まちに活力をもたらす広域幹線道路網の整備を促進するとともに、市民が利用しやすいように市道の整備に努めます。

③ 防犯対策・交通安全対策の充実

市民の防犯や交通安全意識の高揚を図り、一人ひとりの注意を喚起するとともに、地域での防犯活動の強化や、交通安全施設等の充実を図るなど、安全で安心して暮らせる市民生活の実現に努めます。

④ 公共交通機関の充実

近鉄養老線や既存の民営バスルートの存続・充実を関係機関に要望します。また、地域内のコミュニティバスを市民ニーズに合った運行体系とするよう努め、利便性向上を図ります。

⑤ 快適な市街地及び集落環境整備の推進

駅周辺地区や市街地については、都市としての役割や集積のポテンシャルから関係市民と協働して都市機能を検討していきます。また、住宅団地の開発については、良好な質の住宅地が供給されるよう適切な開発指導に努めます。

快適な市街地環境を図るため、花いっぱい運動を推進し、みどりあふれる都市公園、防災機能等多目的な機能を持った公園等の整備に努めます。

⑥ 防災対策の充実

河川の排水対策、森林の保全等による治山・治水・砂防対策の強化を図ります。また、地域防災計画に基づく、地震・台風・洪水など災害時の応急復旧体制、備蓄の充実などを進めるとともに、水防団・消防団の防災組織の見直し、市民の防災意識の高揚、自主防災組織、ボランティアコーディネーターの育成を図り、総合的な防災対策を推進します。

⑦ 上水道の整備

施設の整備、維持管理を強化し、良質な水の安定供給に努めます。

⑧ 下水道の整備

公共下水道の整備を進めるとともに、下水道計画区域外では合併処理浄化槽の設置を推進するなど、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。また、積極的に下水道への接続について啓発を図り、全市水洗化の実現に努めます。

⑨ 消防・救急体制の充実

常備消防の強化、消防施設の整備、消防団の機動力向上などにより、火災時における消防力の強化を図るとともに、市民の防火意識を高め火災予防に努めます。また、増加が予想される救急・救助業務に対応するため体制の充実を図ります。

⑩ 斎場の整備

将来的な統廃合を検討し、既存施設の計画的な整備を図るとともに、適正な管理運営に努めます。

Ⅲ 美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり

木曾三川や水郷地帯、養老山地等の美しい自然環境の保全を図るとともに、自然とともに生きる意識を高めます。また、省エネルギー・省資源対策の推進など、地球環境の保全への取り組みを進めるとともに、ごみの減量化・再資源化を図るなど、循環型社会をめざします。

① 自然とともに生きる地域づくりの推進

木曾三川や大江川、大樽川、中江川、山除川、長除川、津屋川などの河川や池沼について、国・県と協力して自然生態系に配慮した治水事業を進めるとともに、河川敷、河川沿岸や周辺の農地を活用したビオトープ^{※1}として自然環境の保全・再生に努めます。また、養老山地の森林、緑地の保全に努めます。

※1 ビオトープ 生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。

② 省エネ・省資源対策の推進

資源の有限性の認識に立ち、電気やガスなどのエネルギーの節約を図る意識啓発を強化するとともに、地球温暖化に影響を及ぼすCO₂の排出量を削減するため、ハイブリッドカーなどの導入・普及やクリーンエネルギーの活用にも努めます。

③ 循環型社会の推進

ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図るとともに、リサイクル拠点の整備、生ごみ処理システムの改善を検討し、推進に努めます。また、市民のまちの美化意識を高めるとともに、地域でのリサイクル活動事業の支援など、快適で清潔な環境づくりの活動を促進します。このほか、環境教育についても推進します。

IV 魅力ある教育・文化のまちづくり

子どもたちの豊かな自己実現を可能にし、時代のニーズに対応しうる魅力ある学校教育環境の整備・充実を図ります。また、市民の多様な生涯学習活動を支える環境の充実を図るとともに、文化の振興、スポーツ活動の振興に努めます。さらに、国際交流・協力事業を推進し、市民の国際感覚や国際協力気運の醸成を図ります。

① 良好な学校教育環境の整備・充実

子どもたちが郷土を愛し、豊かに自己実現を図ることができるよう、教育内容の充実や教職員の資質の向上に努めます。また、情報化、国際化等に対応した教育が行える学校の機能充実を図るとともに、児童・生徒数を踏まえ、中学校の適正配置を推進し、通学手段の確保を勘案した通学区域の見直し等を図ります。

② 生涯学習環境の整備・充実

市民が生涯学習を通じて多様な学習活動ができるよう、各種学級・講座の充実や指導者の発掘・育成に努めるほか、学習の場である社会教育施設の整備、ネットワーク化を進めます。

③ 青少年の健全育成

学校・家庭・地域が連携を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりに努め、地域ぐるみで行う青少年健全育成活動を支援します。

④ 文化の振興

市民に、豊かな芸術文化に接することができる機会を提供するとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、文化団体・グループの育成に努めます。

⑤ スポーツ活動の振興

市民が健康でいきいきとした日常生活を送れるよう、既存のスポーツ施設の整備・充実やネットワーク化を図るとともに、指導者の養成・確保に努めます。また、地域に根ざしたスポーツを推奨するほか、スポーツ・レクリエーション活動の活性化・市民の自主的運営を実現するために、総合型地域スポーツクラブの組織構築を支援します。

⑥ 地域間交流・多文化共生の推進

市民が幅広い視野を持ち、見聞を広められるよう、姉妹都市をはじめとする地域間交流を推進します。また、市民の国際感覚、国際協力気運を醸成するため、国際理解教育、多様な国際交流・協力事業を推進するとともに、多文化共生社会を支える人づくりに努めます。

V 地域の特徴を活かした、活力ある産業のまちづくり

農業の高度化・多角化を図り、多様な担い手を育成しながら、地産地消を進め、活力ある農業の振興を図ります。また、既存商工業の経営安定を支援するとともに、新規産業の誘導、起業家の育成などを進め、市民が働きがいを感じられる雇用の場の拡充を図ります。さらに、自然や観光拠点などの有力な資源を活用した交流拠点の整備とネットワーク化を図ります。

① 農林漁業の振興

農業生産基盤の整備を進めるとともに、農地の流動化や農作業の受委託の推進により優良農地の保全と中核的担い手農家の育成・確保を図ります。また、都市近郊農業の振興を図るとともに、ブランド化の推進等により付加価値を高め、魅力ある農業の振興を図ります。さらに、グリーン・ツーリズムを推進します。林業については、森林のもつ水源かん養などの公益的機能を高め、適正な森林管理に努めるとともに、特用林産物の振興を推進します。一方、伝統的な川魚の食文化を発展させるために、河川環境の保全・再生に努めるとともに、保護増殖事業の整備・充実を図ります。

② 商業の振興

活気ある商店街・商業地づくりをめざすため、商工団体と連携して商店の近代化・合理化支援、担い手の育成、商業者による共同事業の推進を支援するとともに、市街地を再生し、活性化するよう努めます。

③ 工業の振興

都市の活力を高め、市民の雇用機会と豊かな暮らしを確保するため、既存工業の合理化・近代化を支援するとともに、環境との共生に配慮した企業誘致を進めます。

④ 観光の振興

既存の祭りやイベント、観光施設等の魅力向上を図るとともに、地域の自然・歴史・文化・特色ある農業等の観光資源を見直し、新たな観光拠点の形成・イベント開催、特産品の開発等を図ります。また、市内観光施設間のネットワーク化を図り、周辺市町にある観光施設との広域連携を強化することにより、効果的な情報発信を図るとともに、集客力の向上に努めます。

⑤ 働きがいのある職場づくりの促進

起業を支援するとともに、既存の職場等においても働きがいのある職場の実現を促進します。

VI 市民参画による協働自治のまちづくり

市民と市（行政）が協働し、まちづくりや地域の課題を解決していくためのしくみづくりに努め、協働自治を推進します。

① 市民参画・協働自治を進めるしくみづくり

市民参画を促す情報提供の充実や活動をコーディネート^{※2}できる人材の育成を図るとともに、コミュニティ団体、NPO、ボランティアなどの市民団体との協働によるまちづくりのあり方を検討し、それぞれの役割を積極的に担う自立性の高い住民自治のまちづくりを進めます。

※2 コーディネート 各部を調整し、全体をまとめること。

② 市民活動等の活発化促進

コミュニティ活動の活性化を促進するとともに、自治組織の育成を図るため、コミュニティセンター等の活動の場の整備・充実に努めます。また、コミュニティ活動、ボランティアやNPO等の活動への支援を図ります。

③ 男女共同参画の推進

「海津市男女共同参画プラン」の基本理念である「女（ひと）と男（ひと）とがともに輝くまちづくり」の普及を図り、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざす取り組みを推進し、男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現をめざします。

④ 人権教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らすことができるように、「人権教育・啓発推進計画」に基づき、海津市人権教育・啓発推進計画推進本部による啓発の取り組みを推進します。

VII 効率的な行財政運営

情報化の推進、広域的連携の強化、行政改革大綱の実行などにより、効率的な行財政運営の実現に努めます。

① 地域情報化・電子自治体の推進

地域の情報基盤の整備がおおむね完了したことから、今後は、利用しやすい行政サービスを実現するとともに、市民への行政情報の積極的な提供と市民の市政への参加を実現するため、行政の情報化を地域の情報化と一体的に推進します。また、情報リテラシー^{※3}、セキュリティ対策の向上に努めます。

※3 情報リテラシー コンピュータについての知識及び利用能力

② 広域的な連携体制の確保

広域的課題に対応するため、広域市町村圏などにおいて本市の果たすべき役割を踏まえ、連携体制を強化します。また、近隣自治体及び県際^{※4}における交流を推進します。

※4 県際 都道府県という行政の枠を越えた他県・市町村とのかかわり

③ 行財政の効率的な運営

総合開発計画の円滑な推進を図るため、行政内部の連携を強化するとともに、効率的な事務処理を可能とする体制の構築を進めます。また、限られた財源を効果的に活用する視点から、行政改革大綱に基づいて行財政運営を見直します。

④ 公共的施設の統廃合整備

市全体のバランス、適正配置、市民の意向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、公共的施設の統廃合整備を図ります。また、行政拠点の整備に努めます。

海津市総合開発計画 後期基本計画

発行 平成 年 月

発行者 海津市

編集 企画部企画政策課

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 515

TEL 0584-53-1111(代) FAX 0584-53-2170

e-mail: kikakuseisaku@city.kaizu.lg.jp
